（事業所税に関する経過措置）

第二十二条　新法第七百一条の三十四第三項第十号の九の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十七年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十三条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成二十七年度分までの交付金については、なお従前の例による。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　新暫定措置法第九条及び第十三条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

第二十六条　二十八年新暫定措置法第九条及び第十三条の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十九条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「同法附則第三十条の二」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十条第二項」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法附則第八条の二の改正規定中「附則第八条の二第三項」を「附則第八条の二第五項」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正）

第三十一条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一号中「及び附則第三十二条第一号」を削る。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十二条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条のうち地方税法第十七条の四第一項の改正規定中「第十七条の四第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号」を「第十七条の四第一項第二号」に改める。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、消費税及びたばこ税」を「及び消費税」に改め、同条第六号中「当り」を「当たり」に改める。

第六条第一項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「、たばこ税の収入額の百分の二十五」を削り、同条第二項中「酒税」を「法人税」に、「百分の三十二、法人税」を「百分の三十三・一、酒税」に、「百分の三十四」を「百分の五十」に改め、「、たばこ税の収入見込額の百分の二十五」を削る。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第九号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同表市町村の項第三号4中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に改め、同項第九号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項第十号中「平成五年度から平成二十五年度まで」を「平成六年度から平成二十六年度まで」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号中「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同項第十六号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第三項の表第十八号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同表第二十六号中「幼稚園」の下に「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）」を加え、同表第二十七号中「の幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数」に、「に在学する幼児数」を「及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の数」